

---

# 令和6年度税制改正に関する要望

---

令和5年7月

一般社団法人 日本損害保険協会



# はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

地球規模での温暖化傾向と気候変動による影響の著しい拡大が続く中、ハリケーン・山火事・洪水・干ばつなどの異常気象による自然災害が世界各地で頻発しております。

日本においても近年、自然災害の激甚化・頻発化により国民生活は大きく脅かされております。平成30年に甚大な被害をもたらした台風21号、24号および平成30年7月豪雨による支払保険金合計は1兆5,000億円を超え、その翌年の令和元年にも、関東・東北地方を中心に140か所の堤防決壊をもたらした台風19号が発生するなど、2年続けて支払保険金合計は1兆円超に上りました。

令和2年以降も、毎年、全国各地で記録的な豪雨等による被害が発生しており、被災者の生活再建を支える損害保険の重要性は益々高まっております。

一方、こうした自然災害の激甚化・頻発化を背景にしたお客さまへの保険金支払が増加したことで、火災保険の収支は大幅な赤字が常態化し、巨大災害発生時のための備えである異常危険準備金残高も枯渇した状態となっております。火災保険収支の構造的な見直しに業界をあげて取り組んでおりますが、火災保険事業の持続可能性を守るためには、収支の見直しに加え、同事業の安定的な運営を支える異常危険準備金残高の早期回復が必要不可欠であります。

また、我が国の損害保険会社は、近年、リスクの地理的分散および事業の多角化を図る観点から、グローバルな事業展開を進めております。そのような中、国際課税の分野では、BEPS（税源浸食と利益移転）に関する経済協力開発機構(OECD)/G20の会合において、新国際課税ルール of 最終合意が実現し、令和6年度以降適用開始となる法整備が順次行われるとともに、引き続き制度の詳細化に向けた国際的な議論が行われています。これに伴って国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの実態を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう、十分に留意いただきたいと考えております。

加えて、令和元年10月には消費税率が10%へ引き上げられましたが、保険料が非課税である損害保険では、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が、税率引上げに伴って拡大していくことが懸念され、これらの課題を解消する対策の検討を進めていくことも必要であると考えます。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。このような観点から、令和6年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実に要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 目次

令和6年度税制改正要望項目.....	2
1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実.....	4
2. 国際課税ルールの改定における対応.....	5
3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて.....	6
4. 確定拠出年金に係る税制上の措置.....	7
5. 地震保険料控除制度の充実.....	8
6. 受取配当等の二重課税の排除.....	9
7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続.....	10

# 令和6年度税制改正要望項目

## 1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制								
自然災害の激甚化・頻発化の中において、火災保険事業の安定的な運営を支える火災保険等に係る異常危険準備金制度について、より制度の効果を高める観点から、適用区分や洗替保証率等に関して、適切な見直しを行うこと	積立率は、以下のとおり。 ・本則積立率2%+令和6年度末までの以下の経過措置 <table border="1"><thead><tr><th>保険種類</th><th>経過措置</th></tr></thead><tbody><tr><td>火災、風水害</td><td>8%</td></tr><tr><td>貨物、運送、建工、動総</td><td>4%</td></tr><tr><td>賠償責任</td><td>適用なし</td></tr></tbody></table> ・残高率が30%を超える場合は、本則積立率2% 洗替保証率は、保険料の30%	保険種類	経過措置	火災、風水害	8%	貨物、運送、建工、動総	4%	賠償責任	適用なし
保険種類	経過措置								
火災、風水害	8%								
貨物、運送、建工、動総	4%								
賠償責任	適用なし								

## 2. 国際課税ルールの改定における対応

要望内容	現行税制
国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう、十分に留意すること	経済のグローバル化・デジタル化によって生じる税制上の課題への対応について国際的な合意が実現し、新しい国際課税ルールの導入等が見込まれる。 (うち、所得合算ルールは、令和6年4月より導入)

## 3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

要望内容	現行税制
税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」・「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること	保険料が非課税である損害保険においては、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が存在している。

#### 4. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること	令和7年度末まで課税停止措置 税率は約1.2%（地方税含む）

#### 5. 地震保険料控除制度の充実

要望内容	現行税制
地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること	平成19年1月に制度創設 控除限度額は所得税50,000円、 地方税25,000円

#### 6. 受取配当等の二重課税の排除

要望内容	現行税制
受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと	持株比率5%以下の株式について、 益金不算入割合は平成27年度より20% （保険会社は40%）

#### 7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は1.0% （特別法人事業税と合わせ約1.3%）

# 1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

## <要望内容>

自然災害の激甚化・頻発化の中において、火災保険事業の安定的な運営を支える火災保険等に係る異常危険準備金制度について、より制度の効果を高める観点から、適用区分や洗替保証率等に関して、適切な見直しを行うこと

## <要望理由>

- 我が国は台風・豪雨・雪害など多くの自然災害リスクに晒されており、火災保険事業は、これらのリスクの特定・評価・引受などの損害保険の本来機能の発揮に加え、防災・減災取組みの推進などを通じて、我が国の気候変動リスク対応の一翼を担っており、「安心かつ安全で持続可能な社会の実現」と「経済および国民生活の安定と向上」に重要な役割を果たしております。
- 一方で、自然災害の発生周期・規模・頻度は予測できず、災害発生時と平時との間で大きく保険金支払額の差が生じることは、自然災害リスクを補償する火災保険事業の特性上避けられない事象であります。火災保険事業が著しく不安定化することを防ぐため、いつ発生するか分からない巨大災害発生時の保険金支払に備えて、平時から保険料の一定割合を積み立てる異常危険準備金制度が大正時代に整備され、現在も火災保険事業の安定的な運営に必要な不可欠な制度として機能しております。
- しかしながら、平成 30 年および令和元年に発生した自然災害による保険金支払が 2 年続けて 1 兆円超に上るなど、近年の自然災害の激甚化・頻発化の影響により、自然災害リスクを補償する火災保険の収支は大幅な赤字が常態化しています。加えて、近年の日本を含めたグローバルな自然災害の増加傾向等の影響により再保険市場はハード化しております。火災保険収支の構造的な見直しに業界をあげて取り組んでおりますが、異常危険準備金残高が枯渇した状態となり、再保険の調達コストが増加あるいは調達が困難となる中、保険引受のキャパシティを確保し、火災保険事業の持続可能性を高めるためには、収支の見直しに加え、火災保険事業の安定的な運営を支える異常危険準備金残高の早期回復が必要不可欠であります。
- 火災保険等に係る異常危険準備金の制度は、令和 4 年度税制改正において、①火災保険、風水害保険、②貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険、③賠償責任保険の 3 区分に分割され、積立率は、①が 10%（うち 8%は経過措置）、②が 6%（うち 4%は経過措置）、③が 2%（本則のみ適用）となりました。しかしながら、自然災害の激甚化・頻発化の中において、火災保険事業の安定的な運営は、国民生活と我が国経済の安定の観点から、重要な課題であり、より制度の効果を高める観点から、適用区分や洗替保証率等に関して、適切な見直しを行う事を要望いたします。
- 火災保険は、自然災害リスクに対する国民と企業の自助取組みの中心に位置しており、我が国の気候変動リスクの対策において必要不可欠なものであります。これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、火災保険事業の持続可能性を高め、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

## 2. 国際課税ルールの改定における対応

### <要望内容>

国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、十分に留意すること

### <要望理由>

- 令和3年10月、BEP S（税源浸食と利益移転）に関する経済協力開発機構(OECD)/G20の会合において、新国際課税ルールの合意がまとめられております。本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱で構成されております。
- 本国際合意を踏まえ、令和5年度税制改正大綱では、「第2の柱」については、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、わが国においても導入を進める。令和5年度税制改正においては、制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）に係る法制化を行う。その際、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入する。適用開始時期については、諸外国の動向を踏まえることが重要であり、対象企業の準備に要する期間を確保する観点も踏まえ、令和6年4月以後に開始する対象会計年度とする。軽課税所得ルール（UTPR: Undertaxed Profits Rule）と国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、OECDにおいて来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降の法制化を検討する。・・・「第1の柱」については、来年前半までの多数国間条約の署名が目標とされており、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」とされています。
- 企業間の公平な競争条件を作る等の観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、今後、見直しが行われる場合には、諸外国の制度・運用実態等も踏まえ、日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されないことがないように、十分に留意することが必要と考えます。

### 3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

#### <要望内容>

**税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題  
（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること**

#### <要望理由>

- 政府の「社会保障・税一体改革」の取組により、我が国の消費税率については、令和元年10月に10%まで引き上げられました。
- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

#### 【課題1】「税の累積」について

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっております。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。

#### 【課題2】「税の中立性の阻害」について

損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しております。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することとなります。このことにより、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。

この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

- 付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。



## 4. 確定拠出年金に係る税制上の措置

### <要望内容>

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（令和7年度末まで経過措置により課税停止）

### <要望理由>

- 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってまいりました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきております。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。
- こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠であります。
- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。
- 国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、令和7年度末までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

## 5. 地震保険料控除制度の充実

### <要望内容>

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

### <要望理由>

- 平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震に代表されるように、我が国は、世界的に見ても大規模な地震災害に頻繁に見舞われる「地震国」であり、その都度甚大な損害を被っております。
- 地震保険制度は、我が国のこうした特性も踏まえ、昭和 39 年に発生した新潟地震を契機として昭和 41 年に「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的に創設され、これまでの間、政府の再保険による下支えを受けながら、保険制度という「自助」の機能として我が国の地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献してまいりました。
- また、国民の自助努力を高めて強靱な社会の形成に貢献するべく、地震保険の理解促進および加入促進に、損害保険業界を挙げて取り組んでまいりました。平成 19 年 1 月には、こうした取組を後押しする「地震保険料控除制度」が創設され、その後も年々地震保険の世帯加入率は高まっております。
- 一方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成 29 年 1 月および平成 31 年 1 月、令和 3 年 1 月に地震保険料率の引上げが 3 段階で実施され、さらに令和 4 年 10 月にも改定されております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」の充実策を検討する必要があるものと考えます。
- 地震保険料控除制度が充実することで、同制度が「自助努力の促進」の役割を引き続き果たし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

## 6. 受 取 配 当 等 の 二 重 課 税 の 排 除

### <要望内容>

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

### <要望理由>

- 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられております。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されております。
  - しかしながら、平成 27 年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率 5%以下の株式について、益金不算入割合が 50%から 20%に引き下げられました。(注)
- (注) 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率 5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を 40%とする特例が創設された。
- 本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。
  - 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

## 7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

### <要望内容>

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

### <要望理由>

- 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 27 年度、28 年度税制改正において、外形標準課税の段階的な拡充が行われております。
- 一方で、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種のうち、電気供給業は、令和2年度、ガス供給業は、令和4年度の税制改正において、収入金額課税の一部見直しが実施されています。
- 損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適切と考えます。